

昭和六十三年二月二十六日受領  
答 弁 第 八 号

内閣衆質一一二第八号

昭和六十三年二月二十六日

内閣総理大臣 竹 下 登

衆議院議長 原 健三郎 殿

衆議院議員新村勝雄君提出竹島に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員新村勝雄君提出竹島に関する質問に対する答弁書

一から三まで及び五について

竹島については、歴史的事実に照らしても、また、国際法上も我が国固有の領土であることは明白であり、政府は、韓国側による同島の不法占拠及び各種施設の構築を誠に遺憾であると考えている。

かかる我が国の考え方は、過去二十数年にわたり、累次の日韓外相会談を始め各種の機会に伝えてきているほか、文書をもつて、繰り返し申し入れてきているところであり、韓国側に対しても十分明らかになっていると考える。

いずれにせよ、政府としては、日韓国交正常化の際に取り交わした紛争の解決に関する交換公文にのっとり、外交上の経路を通じて、今後とも粘り強く話し合いを続けていく考えである。

なお、韓国側の態度からして、現時点で実際問題として国際司法裁判所への提訴により本件を解決し得る見通しは立て難い状況にある。

#### 四について

御指摘の報道については、韓国側に対し、仮に報道が事実であるとすれば、極めて遺憾な行為でありかかる計画は直ちに取りやめるべきである旨強く申し入れている。